

住宅ローンの不正利用防止に向けた 「情報交換に関する協定」の締結について

株式会社百五銀行（頭取 杉浦 雅和）は、住宅ローンの不正利用*を促す要注意事業者（投資用物件の購入に住宅ローンを利用する事案等に関与している業者）を排除するため、下記のとおり、東海地方の他の金融機関と「情報交換に関する協定」を締結しましたのでお知らせいたします。

当行は、本協定の締結により、不正業者に関する情報を交換することで、お客さまが住宅ローンの不正利用に巻き込まれることを防止し、お客さまの利益の保護に努めてまいります。

*住宅ローンの不正利用とは、お客さまご自身がお住まいになる住宅を取得する目的で住宅ローンを利用するのではなく、虚偽の申告を行い、融資を受けた住宅を当初から第三者に賃貸する目的で住宅ローンを利用することのほか、住宅取得価格の水増しや収入証明書の改ざん等を行うことです。また、不正利用を促す不動産業者の主導により、お客さまが意図せず、住宅ローンの不正利用に巻き込まれる場合があります。

記

《協定締結の概要》

1 目的

金融機関が情報として保有する要注意事業者を排除し、消費者の利益を保護するため、当行を含む協定当事者が連携し当該業者に関する情報を交換することを目的としています。

2 締結日

2025年11月14日

3 主な協定内容

- （１）特定の事業者が要注意事業者該当する情報の交換
- （２）各金融機関が特定の事業者を要注意事業者として認定している事実についての情報の交換

4 協定締結金融機関（都道府県コード・金融機関コード順）

- ・株式会社大垣共立銀行
- ・株式会社十六銀行
- ・株式会社三十三銀行
- ・株式会社百五銀行
- ・株式会社あいち銀行
- ・株式会社名古屋銀行
- ・東海労働金庫

以上